

不備のあるオーストラリア協定原産品申告書の取扱い

○不備のある原産品申告書が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産品申告書を提出するようにしてください。

○原産品申告書が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特惠税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特惠税率の適用が認められません。

【オーストラリア協定原産品申告書】

平成27年1月15日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点	
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語又は日本語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。
原産品申告書の真正性	作成年月日	有効期間が経過した原産品申告書	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効
	作成者又は代理人の氏名又は名称	輸入者・輸出者・生産者・それらの代理人以外の者の作成		
		押印又は署名の脱落		
申告貨物との同一性	輸出者等の氏名又は名称及び住所	輸出者の氏名・住所のインボイスとの相違又は脱落	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。ただし、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
		生産者の氏名・住所のメーカーズ・インボイスとの相違又は脱落		
	品名	インボイスとの相違又は脱落		
	包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
		インボイス等との相違又は脱落		
	インボイス番号及び日付	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
積送される貨物を確認するための情報	仕出港、輸送手段、船名等の相違			
その他の特記事項	第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落			
貨物の原産性	関税分類番号	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効	左記ただし書きに該当しなくても、HS2012以外（HS2002又はHS2007）に基づく記載の場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じ原産地調査官等に相談してください。
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		協定の非譲許税番による記載		左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。
	適用する原産性の基準	特惠基準等（累積、僅少の非原産材料を含む）の脱落、相違		

（注）自己申告制度を利用する場合は、原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類を提出する必要があることに留意する。また、原産品であることを明らかにする書類に不備がある場合には、輸入貨物について原産品であることを明らかにする他の資料の提出を求める場合がある。